国自安第１３９号
国自旅第８７号
令和８年１０月１日

観光庁参事官（旅行振興）　殿

物流・自動車局 安全政策課長

物流・自動車局 旅 客 課 長
（ 公 印 省 略 ）

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の
関係機関への通知について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、よろしく取り計らい願います。

国自安第１３９号
国自旅第８７号
令和８年１０月１日

各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局安全政策課長

物流・自動車局旅客課長

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー・ハイヤー事業者」という。）の法令違反への関与が疑われる旅行業者等（旅行サービス手配業者も含む。）に対する指導に資するため、旅行業者等を所管する関係機関（以下「関係機関」という。）に当該違反事実等を通知することとし、その取扱いを下記のとおり定めたので、本取扱いの確実な運用を期されたい。

なお、本通達の発出に伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について」（平成２０年９月２９日付け国自安第７１号、国自旅第２２２号）は廃止する。

また、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）と協議済であることを申し添える。

記

１．関係機関に通知する事案

（１）通知の要件

貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者が、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅

客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「特措法」という）又は法に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号。以下「運輸規則」という。）に違反した場合であって、当該違反に旅行業者等の関与が疑われる場合、２．により関係機関へ通知するものとする。

（２）通知の対象とする違反行為

関係機関への通知の対象とする違反行為は次のとおりとする。

① 法第９条の２第１項の違反
② 法第９条の３第１項及び第５項の違反
③ 法第１０条の違反
④ 法第１３条の違反
⑤ 法第１４条の違反
⑥ 法第２０条の違反
⑦ 法第３０条第２項の違反（従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行）
⑧ 「旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成１３年国土交通省告示第１６７５号）の違反（以下のものに限る。）
　イ．１日の最大拘束時間
　ロ．休息期間（一の運送申込において休息期間が含まれている場合に限る。）
　ハ．連続運転時間
⑨ 運輸規則第２１条第６項の違反
⑩ 運輸規則第２２条第１項の違反
⑪ 運輸規則第３８条第１項の違反のうち道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２２条に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの
⑫ 特措法第１６条の４の違反
⑬ その他旅行業者等の関与が疑われる法、特措法又は運輸規則の規定の違反

（３）旅行業者等の関与の判断基準

１．（１）の「旅行業者等の関与が疑われる場合」とは、当該貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者が旅行業者等との間で交わした運送申込書又は運送引受書の写し等により、当該違反事実が確認できる場合をいい、（２）⑧及び⑪の違反については、申込又は引受の内容における出発・到着時間又は運行行程が合理的でなく、結果として違反となった場合をいう。

２．通知

（１）地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）は、１．に該当する事案であって、当該違反について法第４０条に規定する輸送施設の使用停止以上の行政処分を行った場合、別紙１により物流・自動車局安全政策課を経由し

て観光庁参事官（旅行振興）付あて通知するものとする。

なお、通知は、貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者に対する行政処分の決定後に行うものとする。

（２）（１）の通知を受けた観光庁参事官（旅行振興）付は、旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）第１条の２各号に規定する旅行業に係る業務の範囲に応じ、第一種旅行業務を営む者については、当該旅行業者等を管轄する地方運輸局等の観光担当部署に、第二種旅行業務を営む者、第三種旅行業務を営む者、地域限定旅行業務を営む者、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を営む者については、当該旅行業者等の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県へ通知する。

３．通知に対する回報

２．（２）に基づき通知された旅行業者等に対する関係機関の対応結果については、別紙２により観光庁参事官（旅行振興）付から物流・自動車局安全政策課を経由して当該地方運輸局等あて回報するものとする。

４．その他

地方運輸局等、運輸監理部及び運輸支局は、貸切バス事業者に対し監査を実施する場合、事前に当該事業者の過去における自動車事故報告書（自動車事故情報収集・分析システム）を確認し、特定の旅行業者等からの運送契約を伴う事故が多い場合においては、監査時に当該旅行業者等からの運送申込みの運行について、特に注視して確認すること。

附　則（令和８年１０月１日　国自安第１３９号、国自旅第８７号）

この通達は、令和８年１０月１日以降の貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者の違反行為から適用する。

別紙１

令和　　年　　月　　日

観光庁参事官（旅行振興）付　御中
（物流・自動車局安全政策課経由）

〇〇運輸局自動車〇〇部

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等について（通知）

下記旅行業者等が依頼した運送について、運送を引き受けた一般旅客自動車運送事業者の法令違反に関し、当該旅行業者等の関与が疑われるので通知します。

記

旅行業者 （旅行業者代理業者） （旅行サービス手配業者）	氏名又は名称	
	住所	
	登録番号	〇〇都道府県知事・観光庁長官登録旅行業　１・２・３種・地域限定　第〇〇号 〇〇都道府県登録旅行業者代理業第〇〇号 〇〇都道府県登録旅行サービス手配業第〇〇号
一般旅客自動車運送事業者	運送事業の種類	
	氏名又は名称	
	住所	
	営業所の名称	
	営業所住所	
法令違反の概要等	運送日	
	運送行程	
	違反概要	
備考	（旅行業者等の関与が疑われる理由等を記載すること）	

※記載欄が不足する場合等は、別紙により付加する。

別紙２

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局自動車〇〇部　御中
（物流・自動車局安全政策課経由）

観光庁参事官（旅行振興）付

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等に対する対応ついて

令和　年　月　日付けをもって通知のあった一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等に対する対応結果について、下記のとおり回報します。

記

１．旅行業者等の登録番号、氏名又は名称及び住所

２．一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

３．旅行業者等への対応日

４．旅行業者等への対応部署及び対応内容

５．当該旅行業者等の取った措置

６．特記事項

○国土交通省令第八十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項並びに第二十七条第三項及び第五項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項並びに第六条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日　　国土交通大臣　井林　辰憲

旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条の三　一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー旅客運送（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーであつて、法第八十六条第一項の規定により運送する旅客の範囲を限定する条件が付されていない事業用自動車を使用して行う運送をいう。以下同じ。）を引き受けた場合には、遅滞なく、当該ハイヤー旅客運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。 一　事業者の名称 二　運送契約の申込みの方法 三　運行の開始及び終了の地点及び日時 四　運賃及び料金の額 五　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が定める事項 2　前条第二項及び第三項の規定は、ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者について準用する。	（新設）
第二十八条の三　一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー旅客運送を行う場合においては、その運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。 一　運行の開始及び終了の地点及び日時 二　運転者等の氏名 三　事業用自動車の自動車登録番号 四　運送契約の相手方の氏名又は名称及び連絡先 五　その他運行の安全を確保するために必要な事項 2　前条第二項の規定は、ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者について準用する。	（新設）
（地図の備付け） **第二十九条**　（略） 2　一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機器を備えておかなければならない。 一～三　（略） （運行管理者の業務） **第四十八条**　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一～十二の二　（略）	（地図の備付け） **第二十九条**　（略） 2　一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機器を備えておかなければならない。 一～三　（略） （運行管理者の業務） **第四十八条**　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一～十二の二　（略）

十二の三　ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の三の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。

十三～二十一　（略）

２・３　（略）

（運転者）

第五十条　旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～十　（略）

２～８　（略）

９　ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十八条の三の運行指示書を携行しなければならない。

10～12　（略）

（新設）

十三～二十一　（略）

２・３　（略）

（運転者）

第五十条　旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～十　（略）

２～８　（略）

（新設）

９～11　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	第七条の二第二項及び第三項（これらの規定を第七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二第二項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則	第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）	（略）
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則	第七条の二第一項及び第七条の三第一項
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	第七条の二第二項及び第三項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則	第二十八条の二第一項並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）	（略）
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則	第七条の二第一項
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に申込みがされたハイヤー旅客運送（第一条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の三第一項に規定するハイヤー旅客運送をいう。）の引受けについては、なお従前の例による。